

舞市文第 209 号
令和 4 年 10 月 14 日

舞鶴市文化振興審議会
委員長 中川 幾郎 様

舞鶴市 多々見 良三



諮 問 書

舞鶴市文化振興条例第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

【諮問事項】

次期舞鶴市文化振興基本計画の策定

【諮問の趣旨】

平成 29 年 6 月 9 日に策定した現行の舞鶴市文化振興基本計画の計画期間が令和 4 年度末で終了することから、次期計画の策定を行う必要があります。

については、貴審議会において、次期舞鶴市文化振興基本計画の策定についてご審議いただきたく、ここに諮問いたします。